

【事例から学ぶ会計】シリーズ 第7回

2019年10月 消費税アップへの対応を見直しましょう!



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

いよいよ令和元年10月より、消費税率が8%から10%に引き上げられることになりました。税率としては2%の差異であり、それほど変わらないようにも思えますが、納める消費税額は25%増(表1参照)ということになりますので、その差は決して小さいものではありません。

例えば、課税売上げを誤って非課税売上げとして消費税を計算して申告納税した場合、追徴課税の消費税額や、加算税・延滞税等の金額も大きくなり、加えて今回消費税が8%から10%にアップすることで、更に大きくなります。

また、会計処理で消費税の税込経理方式と税抜経理方式のいずれを採用するかによって、法人税の額が異なる場合がありますが、消費税アップによってその差が拡大します。

今回は、この消費税の引き上げがもたらす影響について考察し、税務的なリスクについて説明します。

1. 消費税の課税・非課税の会計処理を誤ると!?

消費税の計算を行うにあたって、基礎となる「課税売上げ・非課税売上げ」「課税仕入れ・非課税仕入れ」「不課税取引」の判定は、これを誤ると直接消費税額に影響するため、注意が必要です。このため、取引ごとに適切に会計処理を行うことが重要となります。

今回は、「課税売上げ・非課税売上げ」について、いくつか事例をもとに解説します。

(表1) (単位:万円)

	税抜金額	消費税額			増加割合 (③÷①)
		① 税率:8%	② 税率:10%	③差額 (②-①)	
①課税売上げ	10,000	800	1,000	200	25%
②課税仕入れ	8,000	640	800	160	25%
③差引納付額(①-②)		160	200	40	25%

課税売上げ・非課税売上げ

消費税法上の「課税売上げ」は、会計上の「売上高」に留まらず、建物等の事業用資産の売却、資産の貸付け、サービスの提供などが含まれます。

この課税売上げを過少に申告してしまうと、それに係る納税不足額が生じてしまいますが、消費税率改定後は、その不足額は更に大きくなるため、注意が必要です。

事例1
課税売上げの会計処理誤り

賃貸用マンション1棟(全30室)を所有しており、満室である。これらは全て居住用であるとして、消費税の区分は「非課税売上げ」で会計処理をしていた。

今回、改めてそれぞれの賃貸借契約書を確認したところ、このうち10室は事業用(事務所)で課税対象のため、会計処理を誤っていたことが判明した。(税抜家賃:月110,000円)

【追加納税額】(消費税率:10%の場合)

- (1)課税売上高の申告不足
月110,000円×12ヶ月×10部屋(事業用)=13,200,000円
- (2)納税不足額
13,200,000円×10%=1,320,000円(A)

この事例では、事業用10部屋の課税売上げが無申告となっていたことで、1,320,000円(A)の消費税の追加納付が必要となり、更にこの税額に対し、加算税等や延滞税等が課される場合もあり、消費税率がアップすることで課される額も更に大きくなります。

ただし、この不足分の消費税を納めていなかったということは、その分売上を過大に計上していたこととなります。

従って、法人税に係る所得金額が過大となり、法人税を多く納めすぎていることとなります。これについては、更正の請求を行うことで、法人税等が還付されることとなります。その税額は、実効税率*が30%の場合、所得金額として多かった額の1,320,000円×30%=396,000円となります。

*実効税率とは:法人の所得金額に対して課税される法人税、住民税、事業税等の合計額が、その法人の所得金額に対して占める割合。実質的な税金の負担割合のこと。

事例2
消費税率(軽減税率)の適用誤り

飲食店(そば屋)を営んでいる。売上は、店内での飲食売上が3,000万円、持ち帰り・出前売上が2,000万円であった。

適用する消費税率は、店内での飲食売上が10%、持ち帰り・出前売上は軽減税率の8%となるが、会計処理においてこれら全てを10%で処理を行ってしまい、これを基に消費税の計算・申告納付を行った。

【納付税額の差異】

(1)当初申告時の課税売上げに対する誤った消費税額

(3,000万円+2,000万円)×10%=500万円

(2)課税売上げを正しい区分にした消費税額

①消費税率10%対応分

3,000万円×10%=300万円

②消費税率8%(軽減税率)対応分

2,000万円×8%=160万円

③①+②=460万円

(3)過大納付額

(1)500万円-(2)③460万円
=40万円(B)

本来であれば複数税率が適用されますが、区分経理をしっかりと行っていなかったことで、40万円(B)余計に消費税を納めていました。この場合には、更正の請求を行うことで、過大納付分を取り戻すことができる場合があります。

その場合、更正の請求を行うことにより所得金額が40万円増えることになるため、法人税においては修正申告を行うことになり、その所得金額が増加する金額に応じた法人税等は増加します。

以上のように、消費税率が10%になることで、会計処理を誤ったときの影響額も大きくなりますので、日々の会計処理を正確に行っておくことが大切です。

2. 会計処理方法によって法人税額に影響が!?

消費税の会計処理方法には、①税込経理方式と、②税抜経理方式の2種類があり、どちらを選択するかは納税者の任意です。また、どちらの方式を選択しても、納付すべき消費税額は同額とな

参考サイト

「消費税のあらまし(約70ページ)」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/pdf/001.pdf>
「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編:約40ページ、個別事情編:約100ページ、相談先)」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>

ります。

しかしながら、法人税額を計算する際の所得金額には影響が出てくる場合があります。どんな時に影響し、どのくらいの違いが生じるのかについて説明します。

(1) 減価償却資産

法人が取得した減価償却資産は、その取得価額によって、以下のように取扱います。

①取得価額が10万円未満

取得した事業年度に全額の損金算入が可能…消耗品費等で処理

②取得価額が10万円以上20万円未満

一括償却資産として、3年均等償却が可能

③取得価額が30万円未満

租税特別措置法に規定する少額減価償却資産として、全額を一時に損金算入が可能
(中小企業者等の特例、年300万円まで)

④取得価額が30万円(大法人は20万円)以上

減価償却資産として、資産に計上

税込経理方式を採用している場合には、上記の取得価額を税込金額で判定することになります。このため、税抜経理方式に比べ、損金に算入される金額が少なくなる、固定資産の取得価額として繰り延べる金額が大きくなるなど、税込経理方式は不利になる場合があります。加えて、消費税アップに伴い、上記取得価額の区分が変わる場合もあり、その影響も小さくありません。

(2) 交際費課税

交際費等の額は、原則として、全額が損金不算入額とされていますが、中小企業*は年800万円までの交際費等は損金に算入できます。この交際費等の合計金額も、税抜経理方式では税抜金

額で800万円までとなりますが、税込経理方式では税込金額で800万円までとなります。このため、税抜経理方式と比べて不利になります。

*資本金が1億円以下の法人。ただし、資本金が5億円以上の法人の100%子会社等は除く。

事例3
交際費課税による法人税額への影響

中小企業の年間の交際費支出額が、税込1,100万円(消費税率:10%、税抜では1,000万円)だった。

(1) 交際費等の損金不算入額

- ①税込経理方式の場合
…300万円(1,100万円-800万円)
②税抜経理方式の場合
…200万円(1,000万円-800万円)

(2) 所得金額への影響額

税込経理方式の場合は、税抜経理方式に比べて100万円(①-②)多くなる。

(3) 法人税額への影響額(実効税率が30%の場合)

税込経理方式の場合は、税抜経理方式に比べて、増えた所得金額100万円×30%=30万円多く、法人税を支払うことになる。

以上のように、消費税の経理処理方法が違うことにより、法人税に影響を与える場合があります。

まとめ

消費税率が10%となることで、税込金額と税抜金額との差が大きくなることもあり、消費税率や課税・非課税の区分を誤ることによる正しい消費税額との差異は、今後更に大きくなります。このため、日々の会計処理を適切に行っておくことが今まで以上に重要となります。

また、税込経理方式よりも税抜経理方式の方が、結果的に法人税額が少なくなる場合がありますので、税込経理方式を採用している場合には、今回の消費税率アップを機に、税抜経理方式への変更を検討してはいかがでしょうか。